

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律の一部改正）</p> <p>第七十五条 発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第一項及び第七条第一項中「第二十九条の二第一項」を「第三十条第一項」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

○発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律（平成 年法律第 号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号） の施行後の条文</p>	<p>発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意 に関する法律案の条文</p>
--	--

（発電用原子炉施設の使用の開始に係る特定都道府県の同意）

（発電用原子炉施設の使用の開始に係る特定都道府県の同意）

第三条 実用発電用原子炉設置者は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後初めて当該許可に係る発電用原子炉施設を使用しようとする場合であつて、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する同法第二十九条第三項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該発電用原子炉施設の使用の開始について、当該発電用原子炉施設に係る特定都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

第三条 実用発電用原子炉設置者は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた後初めて当該許可に係る発電用原子炉施設を使用しようとする場合であつて、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十九条の二第一項又は同条第二項において読み替えて準用する同法第二十九条第三項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該発電用原子炉施設の開始について、当該発電用原子炉施設に係る特定都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2～4 （略）

2～4 （略）

（発電用原子炉施設の使用の再開に係る特定都道府県の同意）

（発電用原子炉施設の使用の再開に係る特定都道府県の同意）

第七条 実用発電用原子炉設置者は、前条の理由が原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可に係る変更の工事、事故の発生その他の政令で定める理由に該当する場合において、当該理由により発電用原子炉施設の使用を停止した後初めて当該発電用原子炉施設を使用しようとするときであつて、電気事業法第三十条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する同法

第七条 実用発電用原子炉設置者は、前条の理由が原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可に係る変更の工事、事故の発生その他の政令で定める理由に該当する場合において、当該理由により発電用原子炉施設の使用を停止した後初めて当該発電用原子炉施設を使用しようとするときであつて、電気事業法第二十九条の二第一項又は同条第二項において読み替えて準用す

第二十九条第三項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該発電用原子炉施設の使用の再開について、当該発電用原子炉施設に係る特定都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2
(略)

る同法第二十九条第三項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該発電用原子炉施設の使用の再開について、当該発電用原子炉施設に係る特定都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2
(略)